

(三) 共済部充實に關する件

本部提案

説明者 齊藤 勇

理由

労働組合の堅實な發達は闘争的職分と建設的職分としての、共済的方面の充實を計る事ではなければならぬ。惡虐非道な資本家との徹底的な闘争は、組合内部の充實の程度如何に仍て、其の程度が決定される。統一された共済方法が完備される事に仍て、各支部との嚴密なる連絡が計られ、未組織労働者へ呼びかける上から云つても非常に効果的であり、一朝有事の場合又心置き無く戦へる事になる。

實行方法

一、具體的方法は、新執行部一任。

(四) 最低賃銀法制定に關する件

本職工支部提案

説明者 出口 小一郎

理由

一大恐慌の嵐は底知れぬ不安と焦燥とを労働者に與へた。資本家は其の責任を我等労働者に轉嫁し、恬として顧みず、益々其の毒牙を磨きつゝある。働き乍らにして尙ほ窮迫せる生活に喘ぐ此の予盾に對して、政府は生活標準を示し同時にその必要なる賃銀を存證する、所謂最低賃銀法を制定すべきである。

實行方法

一、總同盟本部は、日本労働組合會議、社會大衆黨と協力をなし、來議會に提出する事。

(五) 團體協約促進運動に關する件

本部提案

説明者 富田 繁藏

理由

從來の雇傭關係は、自由契約とは云へ實質的には一方的契約である。爲めに資本家の專横を容易ならしむる結果となつてゐる。我等は、個人的契約を廢棄し、團體的契約を以て勞資の合理化を計り、無益な闘争を防止し、以て産業の平和と其の發達を計らんとするものである。それは政府に對し團體協約法の制定を迫り、同時に各資本家に對しては、日常の運動を通じて労働組合の安當性を認識せしめ以て其の實現の速かなる様努力する事。

實行方法

一、社會大衆黨所屬代議士をして、議會に提出せしむる事。
一、他は、日本労働組合會議決定に基く事である。

(六) 紡績労働者の保健に關する件

保土ヶ谷支部提案

説明者 荒木 三男 三郎

理由